

綿 ス フ 織物情報

2019年(令和元年) 5月号 Vol. 1838

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

テキスタイルネットワークジャパン2020SS東京展開催／第7回繊維産業技能実習事業協議会開催／綿工連等3団体の監事監査実施／第127回繊維通商問題委員会開催／「働き方改革関連法」運用開始／繊維産業の下請適正取引等の推進ガイドブック改訂／「所得税法等の一部を改正する法律案」可決／中小企業連携組織対策推進事業公募中／「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」公募中／「小規模事業者持続化補助金」公募開始／「中小企業白書・小規模事業白書」取り纏め／TPPの動向／特許公開情報

●テキスタイルネットワークジャパン2020SS東京展開催

4月24日(水)、25日(木)の2日間、東京渋谷の文化ファッションインキュベーションにおいて、テキスタイルネットワークジャパン2020SS東京展が開催され、工連傘下では遠州の古橋織布、「浜松コットンネットワーク」から杉浦テキスタイルと辻村染織、天龍社の福田織物、「播州の機屋」から遠孫織布とコンドウファクトリーが出展した。同展は毎回共通テーマがあり、今回のテーマは「未来を始めています」。(2018年AWのテーマは「キララつややか 光の反射と深い色艶・贅沢のすすめ」)。

●第7回繊維産業技能実習事業協議会

4月25日(木)、経済産業省において、第7回技能実習事業協議会が開催され、当会から平松会長らが出席した。

当日は、日本繊維産業連盟から、昨秋行なったフォローアップアンケートに、未回収企業等を含めた再集計結果の報告と経済産業省から繊維産業下請取引ガイドラインの改正について、さらにサプライチェーンの責任に係る取組に関する企業の事例紹介が行なわれた。

●綿工連等3団体の監事監査実施

4月26日(金)、東京の一般財団法人日本綿スフ機業同交会(綿工連会館)において、日本綿スフ織物工業組合連合会、日本綿スフ織物工業連合会、及び一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体の平成30年度の事業報告、決算状況について監事監査が了承された。

●第127回繊維通商問題委員会開催

4月26日(水)、織産連の第127回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2019年1-2月期、2019年2月・織産連説明)、(2)英国のEU離脱について(経産省通商政策課説明)、(3)EPA交渉状況について(経産省説明)、(4)その他について説明と意見交換があった。

1. 輸出入全般の動向

2019年1-2月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	127,800	102.6	1,164	102.2
輸入	689,518	97.7	6,293	97.5

①2019年2月単月に関しては、輸出は円ベースで70,971百万円(前年同月比112.2%)、輸入は円ベースで307,329百万円(前年同月比88.6%)。

②2019年1-2月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は102.3%、糸類(紡績糸・合繊糸)は89.0%で、うち綿糸は83.6%、毛糸は127.8%、合繊糸は88.3%。織物は105.0%で、うち綿織物は88.6%、毛織物は109.2%、合繊織物は111.1%。二次製品は105.8%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は97.4%、糸類(紡績糸・合繊糸)は101.8%で、うち綿糸は99.0%、毛糸は118.4%、合繊糸は105.0%。織物は101.3%で、うち綿織物は89.5%、毛織物は117.5%、合繊織物は105.1%。二次製品は97.4%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2019年1-2月累計)

I. 2019年1-2月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは102.5%、欧州109.6%。

II. アジアにおいては中国が100.7%。シェアは26.5(前年同期比-0.5ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でマレーシアが115.6%、ミャンマー135.8%、ベトナム115.3%と伸長。アセアン全体では106.1%でシェアは24.8%(前年同期比+0.8ポイント)と伸びが続いている。なかでもベトナムのシェアは11.7%(前年同期比+1.3ポイント)と安定した伸び。アセアン以外では、台湾112.9%、バングラデシュが122.9%と好調。欧州ではドイツが175.4%と大幅な伸びとなった。

III. 米州は100.7%、シェアは11.0%で前年同月比-0.3ポイント。

②輸入(2019年1-2月累計)

I. 2019年1-2月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が97.3%、米州111.0%、欧州101.4%。

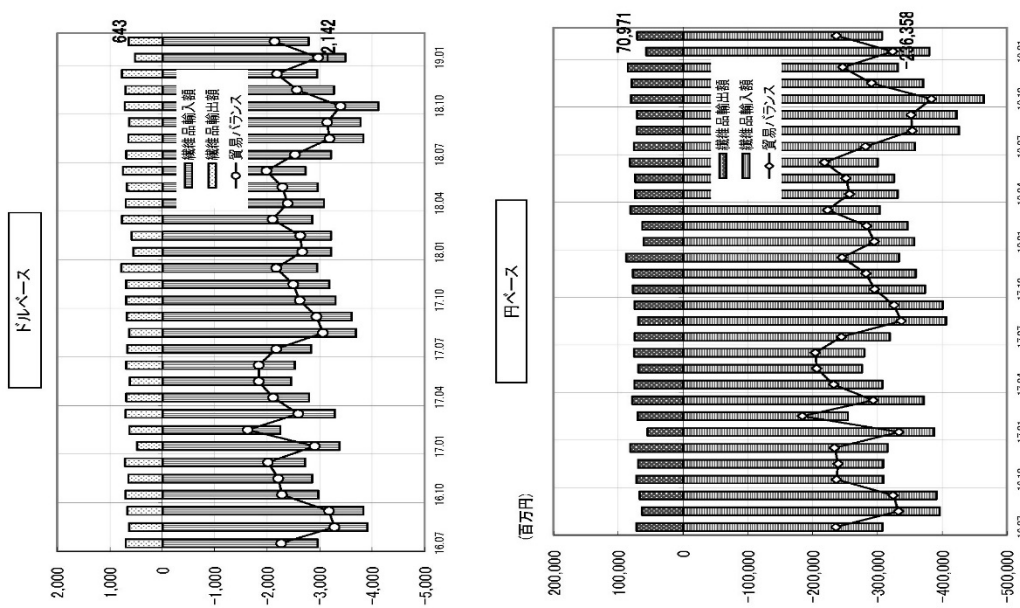


Ⅱ.アジアでは中国が92.1%だが、シェアは54.2%(前年同期比-3.4ポイント)と減少が続く。

Ⅲ.アセアン全体では105.2%。主要国はベトナム102.7%、カンボジアが118.2%、ミャンマー123.2%と伸びている。アセアンのシェアは28.4%(前年同期比+2.0ポイント)と伸びが続く。ベトナムのシェアは13.0%(前年同期比+0.6ポイント)。アセアン以外では韓国108.0%、西アジア112.1%、バングラデシュ123.1%と伸びている。

次回の繊維通商問題委員会は6月20日(木)開催予定。

輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		為替レート 円
	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	
16.07	693.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,909.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,382	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,585	103.82
16.11	646.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,211.2	-239,316	108.18
16.12	707.6	82,046	2,722.4	315,965	-2,014.8	-203,619	119.95
17.01	477.1	54,737	3,980.6	387,656	-3,503.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113.06
17.03	695.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-283,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	663.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	316,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	666.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	566.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,664.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107.43
18.05	678.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109.69
18.06	747.8	82,285	2,732.4	300,648	-1,984.6	-218,363	110.03
18.07	684.6	76,239	3,212.4	357,761	-2,527.8	-281,522	111.37
18.08	646.1	71,761	3,832.4	425,623	-3,186.2	-353,862	111.06
18.09	633.1	70,835	3,776.2	422,919	-3,143.1	-351,684	111.89
18.10	716.6	80,821	4,115.1	464,101	-3,398.5	-383,280	112.78
18.11	702.2	79,610	3,269.4	370,649	-2,567.2	-291,039	113.37
18.12	761.6	85,638	2,949.5	331,676	-2,188.0	-246,038	112.45
19.01	521.6	56,829	3,490.4	380,278	-2,968.8	-323,449	109.95
19.02	643.1	70,971	2,784.8	307,329	-2,141.7	-236,358	110.36
19.01-02	1,164.7	127,800	6,292.7	689,518	-5,128.0	-561,718	
前年同期比	1,139.6	124,603.0	6,433.6	703,155	-5,294.0	-578,652	
前年同月比	25.1	3,297	-140.9	-13,637	166	16,934	
	102.2%	102.6%	97.8%	98.1%	96.9%	97.1%	



繊維品輸出総括表2月実績、1-2月対比

品目	単位	2018年1~2月			2019年1~2月			前年同期比(%)			2019年2月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	65,600	128,256	14,018	69,702	130,790	14,344	106.3	102.0	102.3	36,240	66,926	7,386	112.3	104.6	107.1
合繊短繊維	トン	24,667	99,599	10,887	21,950	90,780	9,954	89.0	91.1	91.4	11,550	44,841	4,949	93.3	91.1	93.3
セルロース短繊維	トン	2,319	10,278	1,122	4,817	20,446	2,244	207.7	198.9	199.9	2,775	11,709	1,292	228.4	215.6	220.9
糸類	トン	20,583	173,064	18,906	17,208	153,296	16,824	83.6	88.6	89.0	10,065	86,577	9,555	97.7	96.7	98.9
毛糸	トン	19	807	88	22	1,025	113	114.8	127.0	127.8	17	742	82	188.9	181.4	186.4
綿糸	トン	483	3,207	350	336	2,668	293	69.5	83.2	83.6	134	1,367	151	48.4	77.1	79.1
合繊糸	トン	17,143	124,140	13,562	14,183	109,149	11,977	82.7	87.9	88.3	8,279	60,190	6,643	98.8	93.9	96.2
セルロース繊維糸	トン	2,072	28,450	3,107	1,847	25,806	2,833	89.1	90.7	91.2	1,094	15,098	1,666	99.8	100.0	102.4
織物類	千㎡	110,043	318,464	34,796	114,922	332,876	36,533	104.4	104.5	105.0	65,597	188,657	20,820	115.7	115.9	118.6
綿織物	千㎡	16,342	61,534	6,724	14,123	54,265	5,959	86.4	88.2	88.6	8,631	33,116	3,655	104.3	105.6	108.0
絹織物	千㎡	637	6,732	736	727	6,380	700	114.1	94.8	95.1	365	3,232	357	112.3	96.1	98.3
毛織物	千㎡	1,496	13,597	1,490	1,537	14,830	1,626	102.7	109.1	109.2	782	7,598	839	132.1	137.9	141.2
合繊織物	千㎡	76,135	176,335	19,263	83,239	194,995	21,400	109.3	110.6	111.1	47,020	110,227	12,165	119.8	120.7	123.5
セルロース繊維織物	千㎡	6,219	29,043	3,173	6,653	30,909	3,393	107.0	106.4	106.9	3,992	17,913	1,977	121.6	119.5	122.3
二次製品	トン	27,862	519,841	56,785	30,807	547,728	60,099	109.9	105.4	105.8	16,805	300,928	33,210	117.5	111.3	113.9
衣類	トン	617	103,423	11,285	678	112,158	12,305	109.9	108.4	109.0	371	60,876	6,718	108.5	105.0	107.4
その他	トン	27,245	416,418	45,500	29,926	435,570	47,794	109.9	104.6	105.0	16,434	240,051	26,492	117.7	113.0	115.6
総計	トン	129,071	1,139,625	124,505	132,483	1,164,691	127,800	102.6	102.2	102.6	71,828	643,089	70,971	111.1	109.6	112.2

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19200.7019.19900.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表2月実績、1-2月対比

品目	単位	2018年1~2月			2019年1~2月			前年同期比(%)			2019年2月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	51,517	118,947	13,006	48,290	115,590	12,670	93.7	97.2	97.4	21,856	54,203	5,982	92.1	94.2	96.5
まゆ・生糸	トン	102	5,761	632	56	3,191	350	54.4	55.4	55.3	23	1,414	156	62.2	71.6	73.2
羊毛等	トン	2,107	24,189	2,645	2,005	26,915	2,950	95.2	111.3	111.6	922	12,651	1,396	93.6	107.1	109.6
綿花	トン	18,568	30,105	3,295	15,752	24,610	2,697	84.8	81.7	81.8	7,014	10,987	1,213	87.3	81.5	83.4
合繊短繊維	トン	14,550	31,683	3,459	15,159	34,753	3,809	104.2	109.7	110.1	6,992	16,184	1,786	98.9	94.8	97.1
セルロース短繊維	トン	1,930	4,847	530	2,289	5,388	592	118.6	111.2	111.6	1,445	3,418	377	164.6	155.7	159.1
糸類	トン	48,258	198,607	21,730	47,530	201,953	22,125	98.5	101.7	101.8	21,007	86,813	9,581	92.1	94.9	97.2
毛糸	トン	982	21,164	2,317	1,074	25,027	2,742	109.4	118.3	118.4	453	10,875	1,200	103.4	115.6	118.3
絹糸	トン	191	10,814	1,184	150	7,704	844	78.7	71.2	71.3	65	3,167	350	73.9	66.0	67.7
綿糸	トン	9,185	37,877	4,143	8,587	37,453	4,101	93.5	98.9	99.0	3,391	14,257	1,573	78.8	80.2	82.1
合繊糸	トン	34,269	111,458	12,194	34,554	116,897	12,809	100.8	104.9	105.0	15,650	52,108	5,751	96.0	101.2	103.5
セルロース糸	トン	2,568	12,137	1,328	2,135	9,747	1,068	83.2	80.3	80.4	981	4,351	480	83.4	77.9	79.7
織物類	千㎡	161,300	223,879	24,489	163,346	226,333	24,800	101.3	101.1	101.3	72,303	99,922	11,027	94.2	95.1	97.4
綿織物	千㎡	47,189	47,138	5,158	39,896	42,140	4,617	84.5	89.4	89.5	17,062	18,328	2,023	82.9	85.5	87.5
絹織物	千㎡	807	7,714	845	664	5,763	631	82.2	74.7	74.6	174	1,844	203	50.3	55.6	56.7
毛織物	千㎡	2,256	20,218	2,213	2,742	23,748	2,801	121.5	117.5	117.5	1,076	9,548	1,054	106.7	105.4	107.9
合繊織物	千㎡	90,445	96,383	10,540	99,891	101,067	11,074	110.4	104.9	105.1	43,637	44,347	4,894	97.0	96.1	98.3
セルロース織物	千㎡	14,663	10,011	1,096	14,128	10,687	1,172	96.3	106.8	106.9	7,535	5,743	634	110.0	135.1	138.4
二次製品	トン	333,761	5,914,998	646,443	333,076	5,748,837	629,923	99.8	97.2	97.4	145,761	2,543,851	280,739	88.9	85.9	87.9
衣類	トン	180,261	4,959,391	541,949	178,281	4,791,382	525,026	98.9	96.6	96.9	79,052	2,131,451	235,227	86.6	85.2	87.2
その他	トン	153,500	955,608	104,494	154,795	957,455	104,896	100.8	100.2	100.4	66,709	412,400	45,513	91.8	89.6	91.7
総計	トン	467,064	6,456,431	705,668	462,642	6,292,713	689,518	99.1	97.5	97.7	203,733	2,784,790	307,329	90.1	86.6	88.6

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19090.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



●「働き方改革関連法」運用開始

2019年4月1日に「働き方改革関連法」が施行され、労働時間法制の見直しが順次実行されることとなった。

今般の見直しでは、残業時間の上限規制や年次有給休暇の取得義務の導入、全労働者の労働時間の客観的把握など事業者側において対応すべき点が多く盛り込まれている。

【労働時間法制の見直しの内容】

- ・残業時間の上限規制
- ・「勤務間インターバル」制度の導入促進
- ・年5日間の年次有給休暇の取得(企業に義務づけ)
- ・月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ
- ・労働時間の客観的な把握(企業に義務づけ)
- ・「フレックスタイム制」の拡充
- ・「高度プロフェッショナル制度」を創設
- ・産業医・産業保健機能の強化

○「働き方改革実現に向けた事業者への支援」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

●繊維産業の下請適正取引等の推進ガイドブック改訂

経済産業省が策定している「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」が3月29日付で改訂された。下請適正取引等の推進のためのガイドラインは下請事業者・親事業者の方との間で、適正な下請取引が行われるよう、業種別に国が策定しているガイドラインであり、繊維産業のガイドラインにおいては、下記事項が整理・掲載されている。

①自主行動計画、取引ガイドライン

日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会は取引適正化の取組みを一層進めるべく自主行動計画を策定しているが、4月にその内容の一部を改訂した。

②繊維産業において問題となりうる行為類型

③外国人技能実習の適正な実施等のための取組

④下請振興基準(働き方改革への対応等を踏まえた改正)、関係法令 等

○「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」

●「所得税法等の一部を改正する法律案」可決

「平成31年度税制改正の大綱」を踏まえた「所得税法等の一部を改正する法律案」については3月27日に当初案どおり可決・成立した。4月1日より施行される。(特段の定めがあるものを除く)

○個人事業者の事業承継税制の創設

平成31年度税制改正のポイント (中小企業・小規模事業者向け)

「所得税法等の一部を改正する法律案」について

平成31年2月
財務省

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策等を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。あわせて、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

1. 法律案の概要

個人所得課税

○ 住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長(現行10年⇒13年)
- ・11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定
- ・平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

法人課税

○ 研究開発税制の見直し

- ・オープンイノベーション型(特別試験研究費に係る税額控除制度)について、対象の追加及び控除税額の上限の引上げ(5%⇒10%)
- ・総額型(試験研究費の総額に係る税額控除制度)について、税額控除率の見直し及び研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の引上げ(25%⇒40%)
- ・高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の税額控除率の割増し及び高水準型(平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度)の廃止
- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等
- 事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設

資産課税

○ 個人事業者の事業承継税制の創設

- ・事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額の納税猶予
- ・制度の適正性を確保するため、法人の事業承継税制に準じた事業継続要件等の設定
- ・10年間の時限措置(現行の事業用小規模宅地特例との選択適用)
- 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し
- ・教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長
- ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長

消費課税

○ 車体課税の見直し

- ・自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等の見直し及び2回目車検時の免税対象の重点化(電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車)
- ・自動車税(地方税)の引下げの財源としての揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更

国際課税

- 過大支払利子税制について、対象となる支払利子の範囲の見直し及び損金算入限度額の引下げ(調整所得金額の50%⇒20%)
- 移転価格税制について、評価困難な無形資産の取引に係る価格調整措置の導入

納税環境整備

- 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除制度の見直し
- 事業者等に対する任意の照会について税法上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、必要最小限の情報を事業者等に照会する仕組みを整備

期限切れ租税特別措置の延長

- 土地の売買による所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長(2年)
- 旅行者等が入国の際に携帯等して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の延長(1年)

2. 施行日 平成31年4月1日



「所得税法等の一部を改正する法律案」について

平成 31 年 2 月
財 務 省

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策等を講ずるとともに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。あわせて、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

1. 法律案の概要

個人所得課税

○ 住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率 10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行 10 年⇒13 年）
- ・11 年目以降の3年間について、消費税率 2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定
- ・平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に適用

法人課税

○ 研究開発税制の見直し

- ・オープンイノベーション型（特別試験研究費に係る税額控除制度）について、対象の追加及び控除税額の上限の引上げ（5%⇒10%）
- ・総額型（試験研究費の総額に係る税額控除制度）について、税額控除率の見直し及び研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の引上げ（25%⇒40%）
- ・高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の税額控除率の割増し及び高水準型（平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除制度）の廃止
- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等
- 事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設

資産課税

○ 個人事業者の事業承継税制の創設

- ・事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の 100%に対応する相続税・贈与税額の納税猶予
- ・制度の適正性を確保するため、法人の事業承継税制に準じた事業継続要件等の設定
- ・10 年間の時限措置（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）
- 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し
- ・教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定等を行う一方、30 歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長
- ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長

消費課税

○ 車体課税の見直し

- ・自動車重量税のエコカー減税について、1 回目車検時の軽減割合等の見直し及び2 回目車検時の免税対象の重点化（電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車）
- ・自動車税（地方税）の引下げの財源としての揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更

国際課税

- 過大支払利子税制について、対象となる支払利子の範囲の見直し及び損金算入限度額の引下げ（調整所得金額の 50%⇒20%）
- 移転価格税制について、評価困難な無形資産の取引に係る価格調整措置の導入

納税環境整備

- 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除制度の見直し
- 事業者等に対する任意の照会について税法上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、必要最小限の情報を事業者等に照会する仕組みを整備

期限切れ租税特別措置の延長

- 土地の売買による所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長（2 年）
- 旅行者等が入国の際に携帯等して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の延長（1 年）

2. 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

○改正内容をまとめたパンフレット(財務省)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei19.htm

(本誌 1 月号に概要掲載)

●中小企業連携組織対策推進事業公募中

この事業は、中小企業が単独では解決することが難しい問題(ブランド化戦略、既存事業分野の活力低下、技術・技能の承継の困難化、環境問題等)に対して、中小企業組合等で連携して取り組む事業の調査やその実現化について、全国中央会から補助を行うもの。下記の(1)及び(2)の事業の実施にあたっては、より効果的に、また円滑に実施できるように、各都道府県の中小企業団体中央会の指導員が、事業の計画から実施、成果の活用まで一貫してサポート(伴走型支援)する。

(1) 中小企業組合等活路開拓事業

中小企業組合等が事業環境の改善等を目指し行う将来ビジョンの策定や展示会出展等の取組みを支援

・上限額 500万円～2,000万円

(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

中小企業組合等がIT活用による経営革新を推進するための情報システム開発などのプロジェクトを支援

・上限額 1,158万8千円～2,000万円

(3) 連合会(全国組合)等研修事業

全国地区の連合会等が抱える課題解決などにつなげるために実施する研修プロジェクトを支援

・上限額 210万円

○公募期間 2019年4月11日(金)～2019年7月1日(月)

第1次募集 既に終了

第2次募集 2019年5月8日(水)～2019年7月1日(月)【当日消印有効】



① 中小企業組合等活路開拓事業

(展示会等出展・開催事業を含む)



中小企業連携グループが、自らまたはメンバーの新たな活路を見いだすための様々なプロジェクトを支援します。以下の類型のプロジェクトを実施することができます。

調査研究型

- ❖ 新分野に進出するための調査・研究、将来ビジョンの策定

実現化型

- ❖ 構想やビジョンをカタチにするため、試作開発や実証実験を通じて、実用化・具現化しようとするもの等

展示会等求評型

- ❖ 試作品や新製品を国内／海外の展示会等に出品、または開催して販路開拓戦略を構築するもの等
※これらの類型を組み合わせることで実施することにより、さらに効果的なものとすることも可能です。

・補助金額等・

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内
【補助金額（消費税等抜き）】

① 中小企業組合等活路開拓事業

A型（上限）2,000万円

B型（上限）1,158万8千円（下限）100万円

② 展示会等出展・開催事業

（上限）500万円

※ A型は、補助金申請予定額が1,158万8千円を超えなおかつ事業終了後3年以内に関合または組合員の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

利活用事例

A. 中小企業組合等活路開拓事業

【全国／石製品組合】 消費者意識に着目した結果顧客アプローチ力が向上！

- ★これまで個々の企業では把握が難しかった墓地、墓石に関する「消費者意識」をアンケートによって捉え、そのアンケートの分析結果を基礎資料として業界の中長期ビジョン作成を実施。
- ★事業の成果は「成果報告書」を活用し、各種会合などの場で組合員に説明、周知している。例えば年間約10回開催している勉強会では、理事が説明を行い現状と課題の共有化を図っている。
- ★今後は、組合員、業界関係者、マスコミに情報発信、PRを図りながら組合の知名度、存在感を高める事業を展開することとしている。

B. 展示会等出展・開催事業

【徳島県／和紙製造・加工及び販売組合】 海外市場をターゲットとした販路開拓により、売上高増加に寄与！

- ★欧米、アジアなどの画材店バイヤー、大型流通業者などとの商談が数十件あり、うち2割以上の業者と具体的な受注交渉まで進めることができた。
- ★和紙使用例の展示に止まらず、アートパッドのデモンストレーションを加えて阿波紙の使い方に関する提案型製品紹介を行い、海外における阿波紙の認識促進に大きな成果を得た。
- ★5年間にわたってアイデアを温めて開発したエディショニングペーパーは特に高く評価され、当組合のアメリカにおける平成30年の大幅な売上増に大きく寄与した。

2019年度の実施団体の募集及び事業の詳細内容はこちら！

● 募集期間 ●

2019年4月1日(月)～7月1日(月)



中央会 課題対応

① 第1次締切：2019年4月1日(月)～5月7日(火) (消印有効)

② 第2次締切：2019年5月8日(水)～7月1日(月) (消印有効)

※締切ごとに審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります。

<http://www.chuokai.or.jp/>

②組合等情報ネットワークシステム等開発事業



中小企業連携グループやメンバーの活路開拓に資する情報システム開発等に係るプロジェクトを支援します。①基本計画策定事業または②情報システム構築事業のいずれかを実施することができます。

①基本計画策定事業

- 情報ネットワークシステムを構築する前提となる組合事業等の業務分析、計画立案、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究のためのプロジェクト

②情報システム構築事業

- 情報ネットワークシステムの構築、メンバー向け業務用アプリケーションシステムの開発、普及のためのプロジェクト



・補助金額等・

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内
 【補助金額（消費税等抜き）】
 A型（上限）2,000万円
 B型（上限）1,158万8千円（下限）100万円
 ※A型は、補助金申請予定額が1,158万8千円を超えなおかつ事業終了後3年間以内に組合または組合員の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限りです。

利活用事例

【青森県／中古自動車販売組合】

「ネットオークション」により成約率と会場外落札率が向上し、組合員の販路拡大に寄与！

- ★若者の車離れに伴う自動車人口の減少等の課題に対応するために、場所や参加者を問わないオークションを実現し、セリの回数を増やして販路拡大の場を組合として提供することが必要となったため、システム構築に着手。
- ★「手セリかつ当会場のみ」という“閉鎖的”な事業形態から、全国各地からのセリ参加による「外部応札」可能で“開放的”な事業に脱皮することができた。
- ★組合員からは本事業に対して「便利になった」「より高く売れるようになった」等々組合員の販路拡大につながり好評を得た。

③連合会（全国組合）等研修事業

全国地区の連合会（組合）等がその会員及び組合員等を対象として、具体的な課題解決や活路開拓の実現につながる検討等を内容とする研修プロジェクトを中心に支援します。

※所属員が15都道府県以上に存する団体が対象となります。



・補助金額等・

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内
 【補助金額（消費税等抜き）】
 （上限）210万円

活用事例

【東京都／共同店舗】 成功事例の共有で共同店舗の強みを生かした大手チェーンと差別化を実現！

- ★大手チェーン店等との競争激化や購買層の高齢化による消費量低迷等により来店客数と売上の減少が続くなど、多くの課題を抱えていた。このため、知識・ノウハウの習得と成功事例の共有を図るため研修会を実施。
- ★研修内容は、明日からでも活用できる事例の共有を中心に構成されており、加えて、受講者側も自組合の生き残りに直結する経営資源を獲得するという目的意識を持って参加していることが成功につながった。
- ★今後は、次世代を担う組合人材の育成、情報発信、相互交流の場として、若手組合員で構成する委員会を立ち上げ、組合員の強みである地域コミュニティとの連携イベントを開催していくこととしている。



●「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」公募中

この事業は平成31年度当初予算での施策であり、中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上や地域経済への波及効果拡大に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもの。

複数(2~10者)の中小企業者等が連携し、新たな付加価値創出を図るプロジェクトを支援対象としており、事業者間でデータ・情報を活用した取り組みを対象とする「企業間データ活用型」と、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画に承認された連携体を対象とした「地域経済牽引型」の2つの事業類型がある。

応募申請にあたっては幹事企業が連携体参加企業の事業計画書をとりまとめた上で、幹事企業が補助事業を実施する都道府県を所管するブロック地域事務局へ申請書類を送付、あるいは中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」による電子申請(2019年6月中旬開始予定)にて行う。

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等を支援する。

○認定経営革新等支援機関

- ・金融機関以外 https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea
- ・金融機関 <https://www.fsa.go.jp/status/nintei/>

○公募期間 2019年4月23日(火)~6月24日(月)〔当日消印有効〕

【参考】平成31年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金で想定される取組例

【企業間データ活用型】

共同開発

- クリーニングの24時間365日の(店舗併設の)受付ボックスの設置・自動引取システムの構築を全国10社のクリーニング店が共同で実施。
- 顧客の待ち時間が短縮され、24時間利用が可能となる。また、顧客データをクリーニング店間で共有・分析し、無人化へのシフト・災害時協力・引越し時の顧客維持・営業力強化等に繋げる。



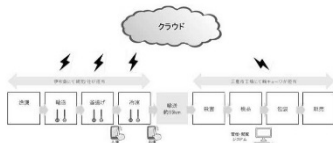
商流・金融EDI連携

- 自動車部品製造に関連する複数の協力企業が、中小企業共通EDIシステムを導入し、今までFAXや電話で行っていた受発注業務を電子化。
- 全銀EDIシステムとの接続も可能となり、消込などの決済業務を自動化。「納品単位での請求・支払」を実現し、サプライチェーン全体の資金繰り改善に寄与。



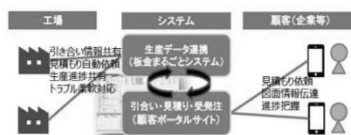
トレーサビリティ

- 漁業経営者と冷凍食品製造業者が連携することで、伊吹島の「幻の漁師食材」となっていた「釜揚げいりこ(水揚げ直後に釜茹でされたいりこ)」を冷凍流通網に乗せて管理するトレーサビリティシステムを構築。
- 地元特産品の「いりこ」の付加価値を高めるとともに、HACCP(食品衛生管理基準)に対応することで、大手外食チェーンや海外への販路開拓を企画。



生産効率化

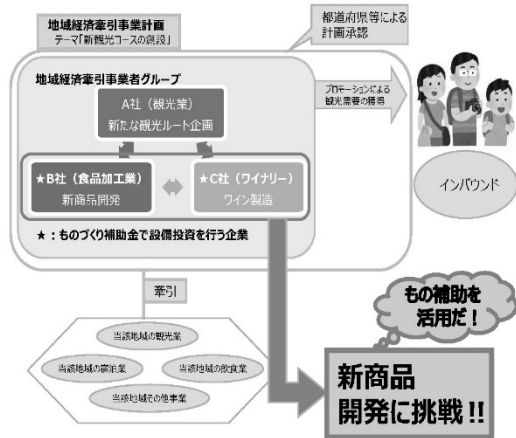
- ものづくり中小企業が連携し、顧客の引き合い情報・作業進捗・設計情報(CAD/CAMデータ)を共有し、顧客に対して迅速に見積り・納期を通知するシステムを構築。
- 突発的なトラブルへの対応や作業進捗の「見える化」、設計時間の短縮が可能となることで、顧客の引き合い増加及びコスト圧縮。



[地域経済牽引型]

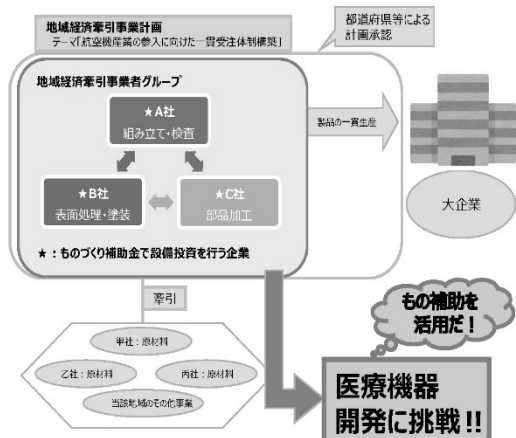
新商品開発と製造促進

- **A社(観光業)B社(食品加工業)C社(ワイナリー)グループ**が作成した計画「地域の特産品を売りとした新しい観光コース創設」は、地域未来投資促進法に基づき**地域経済牽引事業計画**として**都道府県等に承認**された。
- **B社とC社**は、地域の特性を生かした新商品開発を考えていた。そこで、**2社連携で新たな地元特産品を活用した商品開発と製造推進**を図る計画をし、**B社が「特殊食品加工機」、C社が「ぶどう自動搾り器」**を補助対象としてのづくり補助金に応募申請。



技術の応用による新分野進出

- 精密機器製造技術を持つ企業**A~C社グループ**が作成した計画「航空機産業の参入に向けた一貫受注体制構築」は、地域未来投資促進法に基づき**地域経済牽引事業計画**として**都道府県等に承認**された。
- **A~C社グループ**は、上記各社の精密部品製造力を連携させることで**国産医療機器開発による新分野進出の可能性**があることがわかった。そこで、**A~C社グループで高付加価値の医療機器開発への挑戦**の計画を策定し、ものづくり補助金に応募申請。



○事業概要(全国中央会)

https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/mhr_koubo31fy.pdf

●「小規模事業者持続化補助金」公募開始

本事業は、平成30年度第二次補正予算小規模事業者が経営計画に沿って販路開拓等に取り組むために要する経費の一部を補助するもの。なお、本公募は商工会議所地区の事務局である日本商工会議所によるもの。

商工会地区で事業を営んでいる小規模事業者については事務局が確定後に別途公募手続きを開始する。

○公募期間 平成31年4月25日(木)～令和元年6月12日(水)〔当日消印有効〕

○対象者及び補助率等

対象者 商工会議所地区で事業を営む小規模事業者

補助率 補助対象経費の3分の2以内

補助上限 原則50万円

○事業概要

<https://h30.jizokukahojokin.info/> (日本商工会議所)



●「中小企業白書・小規模事業白書」とりまとめ

中小企業庁では、「平成30年度中小企業の動向」及び「平成31年度中小企業施策」(中小企業白書)、並びに「平成30年度小規模企業の動向」及び「平成31年度小規模事業施策」(小規模企業白書)を取りまとめ、4月26日に閣議決定されたので公表した。

[概要]

第1部では、最近の小規模事業者の動向について、小規模事業者の経常利益が緩やかに増加する傾向にあること等が示されている。

第2部では、経営者の高齢化を踏まえ、引退する経営者や、フリーランスや副業として新たに経営者になる者について、その現状や課題などについて分析を行った。事業承継や、廃業に伴う経営資源の引継ぎについて、引退する経営者に着目して分析した。特に、個人事業者にとっての事業承継に際しての課題について、個人事業者と小規模法人の比較を通じて明らかにした。

第3部では、近年多発している自然災害における小規模事業者の被災や復旧の状況を分析し、災害に関するリスク把握や損害保険加入を含む事前対策の進捗、実施に当たっての課題などについて示した。

○2019年版中小企業白書・小規模企業白書概要

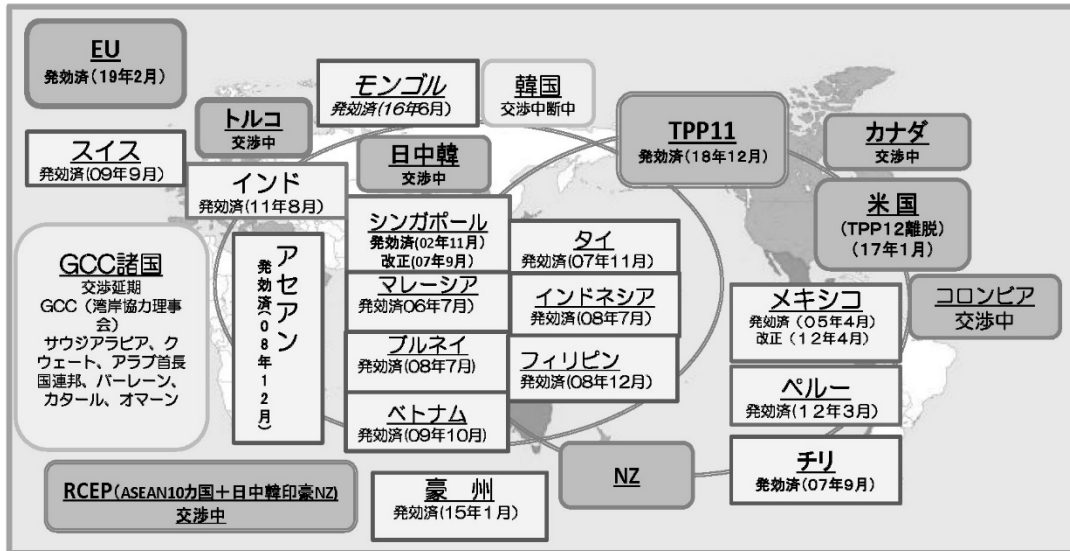
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/PDF/2019_pdf_mokujityuuGaiyou.pdf

EPA(経済連携協定)／TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国3地域)： EU、TPP11、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 交渉中(3カ国、2地域)： RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)



EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

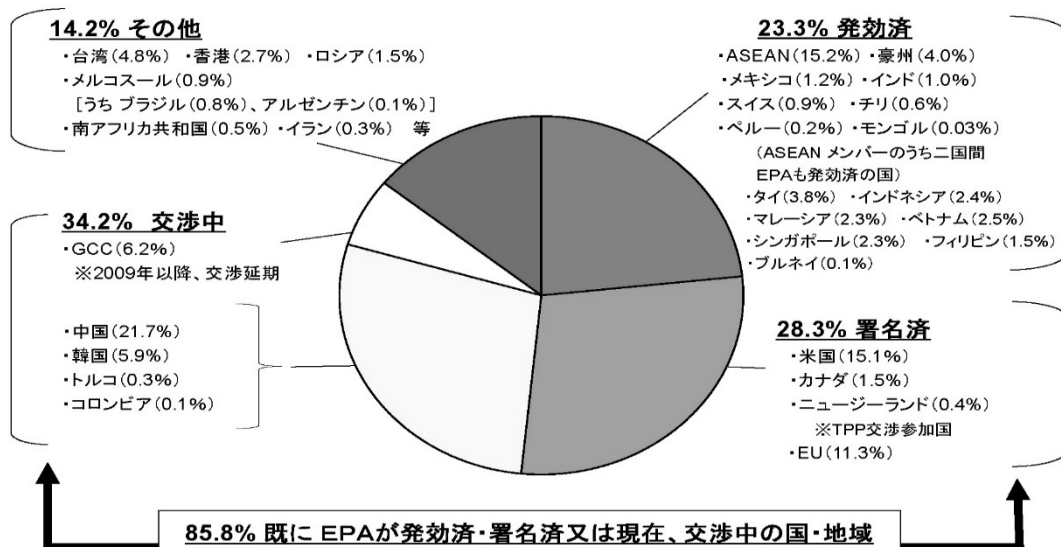
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	◆(11月)					△(3月)										
メキシコ		◆(11月~)	◆(9月)	◆(4月)								△(9月)	▲(4月)				
マレーシア			◆(1月~)		◆(12月)	◆(7月)											
チリ						◆(2月~)	◆(13月)	◆(9月)									
タイ			◆(2月~)			◆(4月)	◆(11月)										
インドネシア					◆(7月~)	◆(9月)	◆(7月)										
ブルネイ					◆(6月~)	◆(6月)	◆(7月)										
ASEAN全体 (AJCEP)(注)			《物品貿易等》		◆(6月~)		◆(4月)	◆(12月)			◆(10月~)						
フィリピン			◆(2月~)		◆(9月)		◆(12月)										
スイス						◆(5月~)	◆(2月)	◆(9月)									
ベトナム						◆(1月~)	◆(12月)	◆(10月)									
インド						◆(1月~)			◆(2月)	◆(16日)							
ペルー							◆(5月~)		◆(5月)	◆(3月)							
豪州						◆(4月~)				◆(7月)	◆(1日)						
モンゴル										◆(6月~)	◆(2月)	◆(6月)					
TPP12												◆(7月~)	◆(2月)				
TPP11																◆(5月~)	◆(3月)
EU																	◆(4月~)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等については、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易総額ベース)



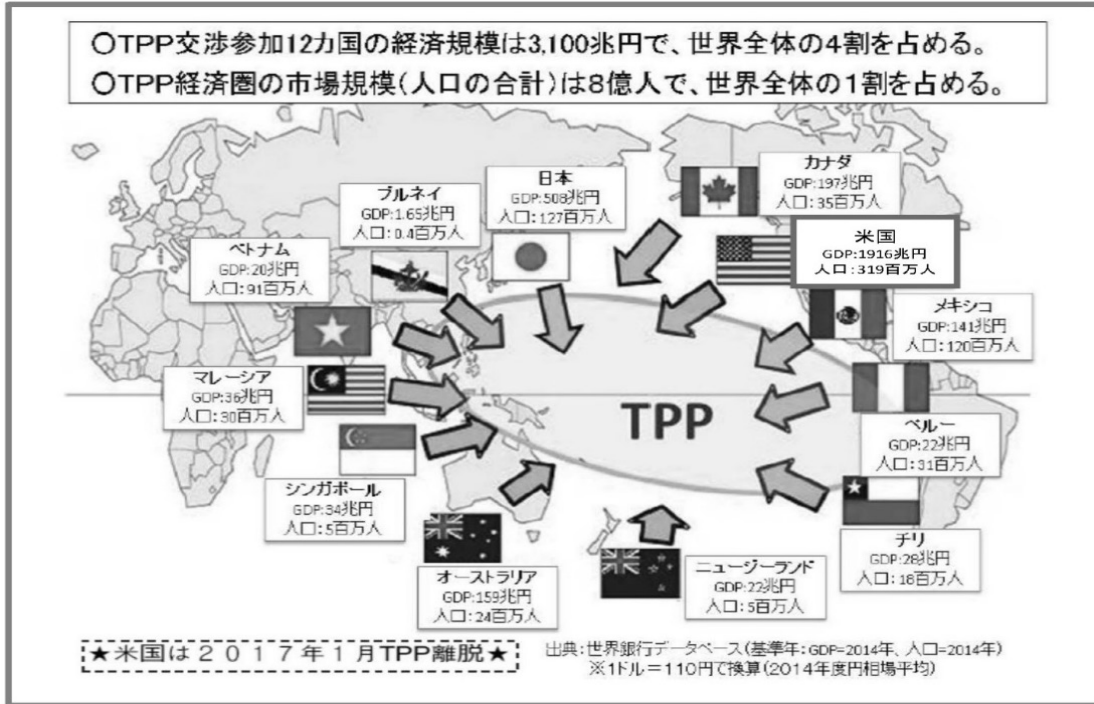
【参考】主要国のFTA比率^(注)

日本:51.6%、米国:47.2%、EU:32.8%、韓国:68.2%、中国:38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。

●TPPの概要



TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
 条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)



凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物（第5・7条1（f）の第2文） | ○ 一般医薬品データ保護（第18・50条） |
| ○ ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章） | ○ 生物製剤データ保護（第18・51条） |
| ○ 急送便附属書（附属書10-B 5及び6） | ○ 著作権等の保護期間（第18・63条） |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定（第11・2条の一部等） | ○ 技術的保護手段（第18・68条） |
| ○ 電気通信紛争解決（第13・21条1（d）） | ○ 権利管理情報（第18・69条） |
| ○ 政府調達（参加条件）（第15・8条5） | ○ 衛星・ケーブル信号の保護（第18・79条） |
| ○ 政府調達（追加的交渉）（第15・24条2の一部） | ○ インターネット・サービス・プロバイダ（第18・82条、附属書18-E、附属書18-F） |
| ○ 知的財産の内国民待遇（第18・8条（脚注4の第3～4文）） | ○ 保存及び貿易（第20・17条5の一部） |
| ○ 特許対象事項（第18・37条2、第18・37条4の第2文） | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A第3条） |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長（第18・46条） | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部（附属書IIの一部） |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長（第18・48条） | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部（附属書IVの一部） |

なお、凍結事項に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすことになる。

TPP11の効果

経済効果

<TPP11>

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
（2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当）
- ・労働供給：約0.7%（約46万人）増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額：約900～1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

○英国のEU離脱の動き

欧州理事会(EU首脳会議)は4月11日、ブリュッセルで10日に開催された特別欧州理事会において、英国のEU離脱(ブレグジット)の期日を条件付きで最長10月31日まで再延期することで合意したと発表した。

主な内容:物品貿易

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: 約99% (注1)(注2)



工業製品

- 100%の関税撤廃。
 - 乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。
 - 自動車部品: 9割以上が即時撤廃(貿易額)。
 - 一般機械、化学工業製品、電気機器: 約9割が即時撤廃(貿易額)。
- ※一般機械: 86.6%、化学工業製品: 88.4%、電気機器: 91.2%。

農林水産品等

- 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- 日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認、業者による自己証明の導入)。
- 酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- 農産品・酒類(日本酒等)に係る地理的表示(GI)の保護を確保。



工業製品: 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。
 農林水産品: 5億人を超えるEU市場への日本産農林水産物輸出促進に向けた環境を整備。
 酒類: 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: 約94% (農林水産品: 約82%、工業品等: 100%) (注1)



工業製品

- 化学工業製品、繊維・繊維製品等: 即時撤廃。
- 皮革・履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。

農林水産品等

- コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。
- 麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

(注1)撤廃率は、品目数ベースのもの。(注2)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。

2

主な内容:サービス貿易・投資、ルール分野

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブリスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業・補助金

- 国有企業: 物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 補助金: 通報義務、協議要請手続、一定の類型の補助金の禁止等を規定。

知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは56件(「神戸ビーフ」、「夕張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

規制協力

- 日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。



図表5 自己証明方式の比較

	豪州EPA	TPP CPTPP	EU・EPA
証明者	輸入者、輸出者、生産者		
様式	不問(日豪:税関提示サンプルあり)		規定
記載事項	①証明者:名前、住所(国名)、輸入者、輸出者、生産者のいずれか ②製品の名称、HSコード(6桁)、インボイス番号(1次利用) ③利用した原産地基準 ④(数次利用の原産地証明書)有効期間(最長12カ月) ⑤署名及び日付、宣誓文		
使用言語	英語		(日本語可)
有効期間	1年(起算日:原産地申告書作成日)		
根拠資料添付	輸入国の規定による(原産地申告書+根拠資料)		
保管期間	5年		4年(輸入者:3年) *電子媒体での保管可
検証	①文書照会 ②立入検査		①文書照会 (無作為抽出含む) ②立入検査

日本関税協会「貿易と関税」4月号

○日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

各税関原産地調査官

名古屋税関

電話番号:052-654-4205

メールアドレス: nagoya-gyomu-gensanchi@customs. go. jp

大阪税関

電話番号:06-6576-3196

神戸税関

電話番号:078-333-3097

メールアドレス: kobe-gensan@customs. go. jp

○原産地証明書(税関EPAマニュアル)

P.51-54 (P.51の下方に原産地証明書サンプル)

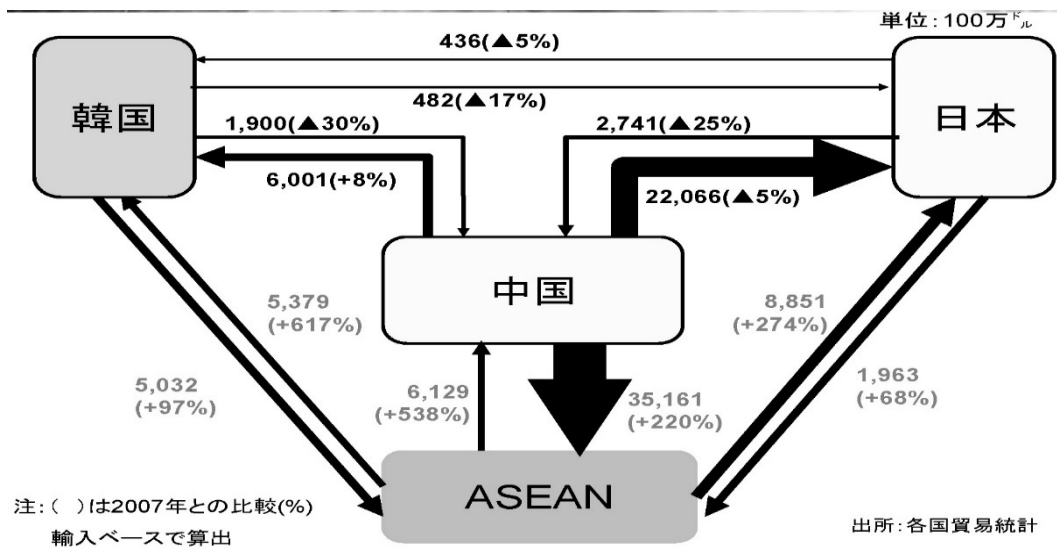
<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#search=%27%E6%97%A5EU%E5%8E%9F%E7%94%A3%E5%9C%B0%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%27>

●日中韓経済連携協定について

4月9日から12日まで、東京において、第15回日中韓自由貿易協定交渉会合が開催された。今回の会合では、市場アクセス及びルール分野(電子商取引・知的財産等)について幅広く議論が行われた。

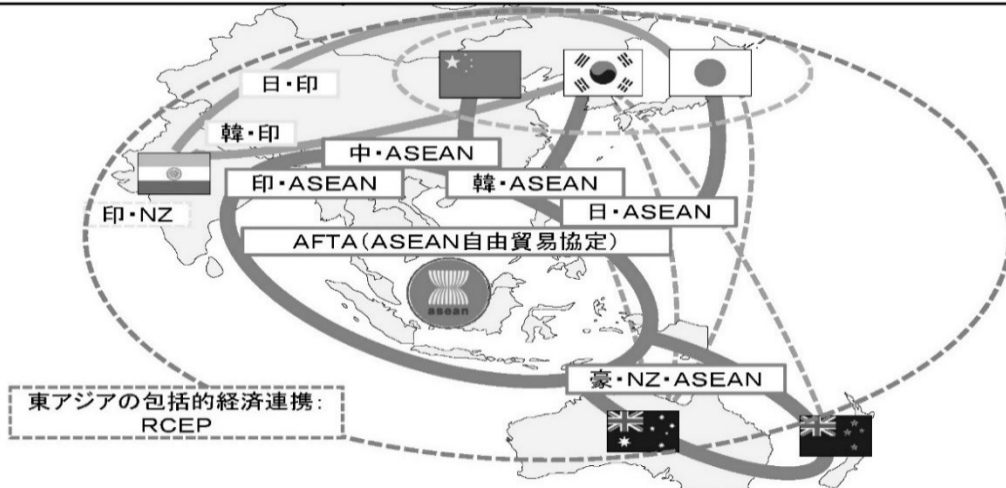
○日中韓FTA交渉概要については外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000264138.pdf>

中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響



東アジアの繊維貿易フロー (2017年)

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





●日・RCEP経済連携協定について

2月19日から28日まで、インドネシアにおいて、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の第25回交渉会合が開催された。(品目別原産地規則)については、関税率表の50～63類(紡織用繊維及びその製品)についてはアセアン内でもまとまっていない状況。

日・RCEP協定概要については、外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000231134.pdf>

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html

●日・カナダ経済連携協定について

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html

●日・トルコ経済連携協定について

4月2日から5日まで、アンカラで日・トルコ経済連携協定(EPA)交渉の第14回会合が開催された。

外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html

●特許公開情報

2019年4月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2019年4月公開分)

< 4月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2019-051451	旭化成株式会社	中空糸膜モジュール、海水淡水化システム、海水を淡水化する方法、海水より淡水を製造する方法、中空糸膜モジュールの運転方法、ろ過方法、および中空糸膜モジュールの製造方法
2	特開 2019-052449	日本ワイドクロス株式会社	無縫製袋土嚢及びその製法
3	特開 2019-052531	ポリテックス・シュポルト ベレーゲ・プロダクション ス・ゲゼルシャフト・ミ ット・ベシュレンクテル・ ハフツング (ドイツ)	人工芝生および製造方法
4	特開 2019-056197	サンコ テキスタイル イス レットメリリ サン ベ ティク エーエス (トルコ)	外観と雰囲気天然繊維に似た糸と布を製造する方法
5	特開 2019-058352	ヤマセイ株式会社	マット
6	特開 2019-060029	セーレン株式会社 理研電線株式会社	織布
7	特開 2019-060047	東レ株式会社	編織物
8	特開 2019-060048	宇部エクシモ株式会社	複合繊維及び成形体
9	特開 2019-060067	東レ株式会社	グラフェン被覆織物の製造方法およびグラフェン被覆織物
10	特開 2019-061692	グーグル エルエルシー	インタラクティブテキスタイル
11	特開 2019-065413	ユニチカトレーディング株 式会社	熱収縮性複合糸及びその製造方法
12	特開 2019-065435	帝人フロンティア株式会社	糸条および布帛および繊維製品
13	特開 2019-065444	三菱ケミカル株式会社	スラブ糸及び該スラブ糸を用いた織編物
14	特開 2019-065446	日本エクスラン工業株式 会社	放湿冷却性繊維および該繊維を含有する繊維構造物



15	特開 2019-065499	T Bカワシマ株式会社 東海旅客鉄道株式会社	液体センサー布帛、及び、繊維製品
16	特開 2019-067498	イリソ電子工業株式会社	接続構造および接続方法
17	特許 6388699	三信製織株式会社	迷彩柄带状織物の製造方法、及び迷彩柄带状織物

4月の行事

- 4月25日…………… 第7回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 4月26日…………… 綿工連等3団体監事監査(東京)
- 4月26日…………… 第127回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

5月以降の行事

- 5月21～22日……JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)
- 5月24日……………綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)
- 6月20日…………… 第128回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 7月30日…………… 繊維産連常任委員会(霞ヶ関ビル)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ビュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。